

令和6年逗子市教育委員会4月定例会会議日程

令和6年4月17日（水）

午後2時30分

逗子市役所5階第3会議室

- 日程第1 2月定例会会議録の承認について
- 日程第2 教育長報告事項について
- 日程第3 報告第6号 教育委員会職員の人事について
- 日程第4 報告第7号 教育委員会職員の懲戒処分について【非公開】
- 日程第5 報告第8号 県費負担教職員の任免の内申について
- 日程第6 報告第9号 令和6年度逗子市奨学金受給者の給付決定について【非公開】
- 日程第7 報告第10号 逗子市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について【非公開】
- 日程第8 報告第11号 逗子市いじめ問題調査委員会に対する諮問について【非公開】
- 日程第9 議案第12号 令和7年度使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針について
- 日程第10 議案第13号 令和6年度工事計画の策定について
- 日程第11 その他

令和6年逗子市教育委員会4月定例会教育長報告事項

- 1 令和5年度湘三管内第4回教育長会議 3月26日(火)
- 2 令和6年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会 4月12日(金)
- 3 令和6年第1回逗子市議会臨時会 4月11日

報告第6号

教育委員会職員の人事について

教育委員会職員の人事について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めらる。

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

人事異動新旧対照表

課長級 (4名)

(令和6年4月1日付)

職名	氏名	新	旧	備考
事務職員	市川 勲	職員課長	保育課長	
事務職員	出居 尚樹	学校教育課担当課長 (学事指導担当)	療育教育総合センター主幹 教育研究相談センター所長事務取扱	
事務職員	椛山 玲奈	保育課長	保育課副主幹 保育係長事務取扱	昇格
事務職員	野口 智津子	療育教育総合センター主幹 教育研究相談センター所長事務取扱	沼間中学校	採用 (一般職任期付)

副主幹 (3名)

職名	氏名	新	旧	備考
技術職員	加藤 麻奈美	都市整備課副主幹 土木管理係長事務取扱	教育総務課副主幹 (施設整備担当)	
事務職員	香山 智	教育総務課副主幹 (施設整備担当)	文化スポーツ課長	役職定年
事務職員	福本 修司	学校教育課副主幹 (学校給食担当)	経営企画部担当部長 (企業誘致等・防災安全・ デジタル推進担当) 経営企画部次長事務取扱	役職定年

係長級 (1名)

職名	氏名	新	旧	備考
事務職員	坂田 彩香	保育課保育係長	職員課主任	昇格

主査以下 (8名)

職名	氏名	新	旧	備考
事務職員	蛭間 幸実	職員課	学校教育課	3級昇格
事務職員	桑原 由侑子	障がい福祉課	保育課	
事務職員	西之原 和恵	資源循環課	子育て支援課	
事務職員	高橋 繁人	環境クリーンセンター	療育教育総合センター	
技術職員	大竹 克樹	教育総務課	環境都市課	
事務職員	内田 由佳	学校教育課	納税課	
事務職員	伊奈 恵子	子育て支援課	戸籍住民課	
事務職員	本多 由紀子	療育教育総合センター	社会福祉課	

技能労務職 (3名)

職名	氏名	新	旧	備考
業務職員	加藤 恵子	池子小学校	小坪小学校	
業務職員	坂口 良子	池子小学校	久木小学校	
業務職員	中野 睦大	池子小学校	久木小学校	

採用 (1名)

職名	氏名	所属	備考
技術職員	秋山 ナナ	子育て支援課	保健師

一般職任期付 (4名)

職名	氏名	所属	備考
事務職員	久保島 千春	子育て支援課	
(任期更新者)			
事務職員	鎗田 喜美江	保育課	湘南保育園長
事務職員	小林 宏美	保育課	保育士
事務職員	大野 真樹	保育課	

一般職任期付 (短時間勤務職員) (8名)

職名	氏名	所属	備考
事務職員	植田 由賀	図書館	
事務職員	大竹 亜由美	図書館	
事務職員	江崎 玲子	図書館	
事務職員	西之宮 直美	保育課	
技術職員	細野 清美	学校教育課	
(任期更新者)			
事務職員	青木 志保	図書館	
事務職員	川端 久詩	療育教育総合センター	
業務職員	平崎 孝子	池子小学校	
業務職員	辻 優子	池子小学校	

再任用継続者 (24名)

職名	氏名	所属	備考
技術職員	鈴木 繁	教育総務課	
業務職員	村山 英雄	教育総務課	
事務職員	原田 恒二	図書館	
業務職員	沼田 広純	逗子小学校	
業務職員	竹内 正子	沼間小学校	
業務職員	下山 君代	久木小学校	
業務職員	廣井 健	小坪小学校	
業務職員	山田 文代	池子小学校	
業務職員	佐藤 佳子	池子小学校	
業務職員	早乙女 光栄	池子小学校	
業務職員	松井 和雄	沼間中学校	
事務職員	村上 晴美	子育て支援課	

昇格

一般行政職

5級昇格

職名	氏名
事務職員	石澤 方理

3級昇格

職名	氏名	職名	氏名
事務職員	岡嶋 奈那	事務職員	安富 さやか

2級昇格

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務職員	内田 百恵	技術職員	市川 優子	技術職員	上北 理沙	事務職員	安部 知幸
事務職員	鈴木 いずみ	事務職員	鈴木 ひかる				

退職（令和6年3月31日付）

課長級

職名	氏名	補職名	備考
事務職員	西村 知子	学校教育課担当課長（学事指導担当）	久木中学校へ

主査以下

職名	氏名	所属	備考
事務職員	大谷 美土里	子育て支援課	
事務職員	吉田 友明	療育教育総合センター	任期満了 （一般職任期付）

技能労務職

職名	氏名	所属	備考
業務職員	千田 典子	池子小学校	

報告第7号

教育委員会職員の懲戒処分について

教育委員会職員の懲戒処分について事務執行上緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

秘密会予定案件につき、別紙は、当日配付します。

報告第 8 号

県費負担教職員の任免の内申について

県費負担教職員の任免の内申について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

令和6年度 逗子市立小・中学校管理職名簿

学校名	令和6年度	氏名	令和5年度	氏名
逗子小学校	校長	杵山 英廷	校長	杵山 英廷
	教頭	井手 真佐子	教頭	井手 真佐子
沼間小学校	校長	雨宮 彰子	校長	雨宮 彰子
	教頭	橋本 弥恵	教頭	橋本 弥恵
久木小学校	校長	田中 紀子	校長	田中 紀子
	教頭	太田 智弘	教頭	斉藤 誠
小坪小学校	校長	池上 慎吾	校長	池上 慎吾
	教頭	長谷川 俊行	教頭	長谷川 俊行
池子小学校	校長	内田源一郎	校長	吉川 裕美
	教頭	藤本 正照	教頭	藤本 正照
逗子中学校	校長	関 忠子	校長	関 忠子
	教頭	花本 綱	教頭	花本 綱
久木中学校	校長	河原林 薫	校長	河原林 薫
	教頭	西村 知子	教頭	小倉 修
沼間中学校	校長	熊谷 啓明	校長	熊谷 啓明
	教頭	三留 淳	教頭	野口 智津子

【備考】

○校長

- ・吉川 裕美 校長（池子小学校） … 定年延長
拠点校指導教員として逗子小学校へ異動
- ・関 忠子 校長（逗子中学校） … 定年延長
特例任用にて引き続き逗子中学校校長

○教頭

- ・斉藤 誠 教頭（久木小学校） … 横須賀市立城北小学校へ（交流異動）
- ・小倉 修 教頭（久木中学校） … 三浦市立南下浦中学校へ（交流異動）
- ・野口 智津子 教頭（沼間中学校） … （退職）
逗子市教育研究相談センター所長へ

○総括教諭

- ・坂本 葉子 総括教諭（沼間小学校） … 横須賀市立小学校へ（交流異動）
- ・大窪 昌哉 総括教諭（久木小学校） … 葉山町立小学校へ（交流異動）
- ・三藤 秀久 総括教諭（逗子中学校） … 藤沢市立中学校へ
- ・佐々木 優 総括教諭（沼間中学校） … 県教育委員会行政課へ
- ・大原 照恵 総括教諭（池子小学校） … 昇任
- ・齋藤 崇詞 総括教諭（逗子中学校） … 昇任
- ・山田 智明 総括教諭（沼間中学校） … 昇任

○行政

- ・内田 源一郎 県教育委員会生涯学習課専任主幹 … 池子小学校校長へ昇任
- ・西村 知子 学校教育課学事指導担当課長 … 久木中学校教頭へ異動

報告第9号

令和6年度逗子市奨学金受給者の給付決定について

令和6年度逗子市奨学金受給者の給付決定について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

秘密会予定案件につき、別紙は、当日配付します。

報告第10号

逗子市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

逗子市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により、新たに委員を委嘱したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

秘密会予定案件につき、別紙は、当日配付します。

報告第11号

逗子市いじめ問題調査委員会に対する諮問について

逗子市いじめ問題調査委員会に対する諮問について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

秘密会予定案件につき、別紙は、当日配付します。

議案第12号

令和7年度使用逗子市立小・中学校教科用図書採択方針について

令和7年度に逗子市立の小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について、別紙のとおり策定する。

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

《資料1》

令和7年度使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針について（案）

令和6年4月17日

逗子市教育委員会

〔採択方針〕

逗子市教育委員会は、以下の事項に留意し、総合的な判断の下に小・中学校使用教科用図書の採択を行う。

1 教科用図書採択に当たっての留意事項について

- (1) 採択は、静謐な環境において採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う。
- (2) 実際の採択にあたっては、教科用図書について、十分に協議する。
- (3) 児童・生徒、学校、地域等の特性を十分考慮する。

2 教科用図書採択検討委員会について

- (1) 逗子市教科用図書採択検討委員会は、教育委員会代表2名、校長会代表2名、研究会代表1名で構成する。
- (2) 教育委員会は、教科用図書の採択の検討に当たり、保護者の意見を求めることを目的に、検討委員会にオブザーバーとして逗子市PTA連絡協議会の推薦を受けた者の参加を求めることができる。

3 情報の公開について

公正確保のため、教科書採択に関わる情報の公開は9月1日以降とする。

令和7年度使用教科書採択の流れ(案)

2024年(令和6年)4月

逗子市教育委員会

月	日(曜)	会合等日程	内容及び検討事項	備考
4月	17(水)	4月定例教育委員会	「逗子市教科用図書採択検討委員会の設置及び運営に関する規程」について、報告・承認 審議:逗子市採択方針・日程の決定	全教育委員 (公開)
	25(木)	第2回 校長会議	校長会代表及び逗教研代表の選出について確認する。 調査員の選出について確認する。 教科書採択の流れを説明 校長の協力・分掌の配慮	
5月	10(金)	第1回逗子市教科用図書採択 検討委員会 15:00~16:30 市役所5階 第2会議室	要綱の確認(検討委員会の役割)、委員の委嘱、資料 作成の依頼、採択の流れと日程、教科用図書見本本 一覧等*	教育委員(教育 長・代表)、校長 代表、研究会代 表、保護者代表 (非公開)
	30(木)	第1回二市一町合同調査研究 委員会 14:30~ 三浦市民交流センター	合同調査委員会:要項の確認、委員の委嘱、教科用 図書調査資料の作成方針と日程、報告書のまとめ方 等	研究会代表
		第1回二市一町合同調査研究 委員会 15:30~ 三浦市民交流センター	各教科に分かれ、調査の取りまとめの方法、代表者、 日程等を調整し、決まり次第解散	調査員
6月	14(金) ~27日(木)	各学校見本本展示 (意見用紙を置き、回収に努める)	保護者向け学校展示の案内文を添える。6月初旬に 見本本送付、6月28日(金)意見用紙回収、展示場 所・保護者への説明などの対応	
	14(金) ~27日(木)	令和7年度使用中学校教科用図書展示会 6月14日(金)~6月27日(木) 9:00 ~16:30 逗子市立図書館、小坪コミュニティセンター、沼間コミュニティセンター		
7月	23(火)	第2回逗子市教科用図書採択 検討委員会 13:00~16:45 市役所5階 第4会議室	調査研究の経過説明、調査員の報告(種目別)、教育 研究会の調査研究報告、保護者・市民の意見要望説 明、意見質問。取り上げられた資料や報告、意見等を まとめ、教育長に提出する。	調査員が出席し、 質問があれば答 える。教育委員 (教育長・代表)、 校長代表、研究 会代表、保護者 代表 (非公開)
8月	7(水)	定例教育委員会(教科 用図書採択) 15:00~ 市役所5階 第4会議室	審議・決定する	全教育委員 (公開)
9月	6(金)	教科用図書の採択に関わる情 報の公開	情報公開する文書調査員作成資料、教育研究会調 査資料、保護者・市民の意見や感想、逗子市教科用 図書採択検討委員会の設置及び運営に関する規程、 教科用図書採択方針、教科用図書採択結果一覧表、 採択業務及び日程、採択の流れ、採択業務関係者名 簿、県の方針、調査・研究の観点、検討委員会審議記 録、教育委員会審議記録(後日)	

○逗子市教科用図書採択検討委員会の設置及び運営に関する規程

平成23年4月1日

逗子市教育委員会訓令第2号

改正 平成27年3月31日教委訓令第5号

平成31年2月22日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、逗子市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、逗子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に係る基本的かつ必要な事項について検討協議し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員4名以内をもって組織する。

2 委員長は教育長、副委員長は教育委員の代表をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 逗子市小学校長会の推薦を受けた者

(2) 逗子市中学校長会の推薦を受けた者

(3) 逗子教育研究会の推薦を受けた者

4 委員の任期は、任命を受けた日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平27教委訓令5・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員（委員長及び副委員長を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員（委員長及び副委員長を含む。）の過半数で決し、

可否同数のときは議長の決するところによる。

(平31教委訓令1・一部改正)

(オブザーバー)

第6条 教育委員会は、教科用図書の採択の検討に当たり、保護者の意見を求めることを目的に、検討委員会にオブザーバーとして返子市PTA連絡協議会の推薦を受けた者の参加者を求めることができる。

(教育委員の出席)

第7条 教育委員(検討委員会の副委員長職にある者を除く。)は、教科用図書の採択の参考にするため、議長の許可を得て検討委員会に出席することができる。

(平31教委訓令1・一部改正)

(調査員)

第8条 検討委員会に必要に応じて調査員を置く。

2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから教育委員会が任命する。

3 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、教科用図書の採択に必要な資料を検討委員会に提出する。

4 調査員は、教科用図書の調査研究に当たっては、三浦市教育委員会及び葉山町教育委員会と協力して行うものとする。

5 調査員の任期は、任命を受けた日から翌年の3月31日までとする。

(調査資料の依頼)

第9条 検討委員会は、返子教育研究会に対し、必要に応じて関係資料の提出を依頼することができる。

(平31教委訓令1・一部改正)

(委員等の公正確保)

第10条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場にある者でなければならない。

2 教育委員会は、委員及び調査員が前項の規定に反するに至ったときは、その者を解任しなければならない。

(庶務)

第11条 検討委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委訓令第5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

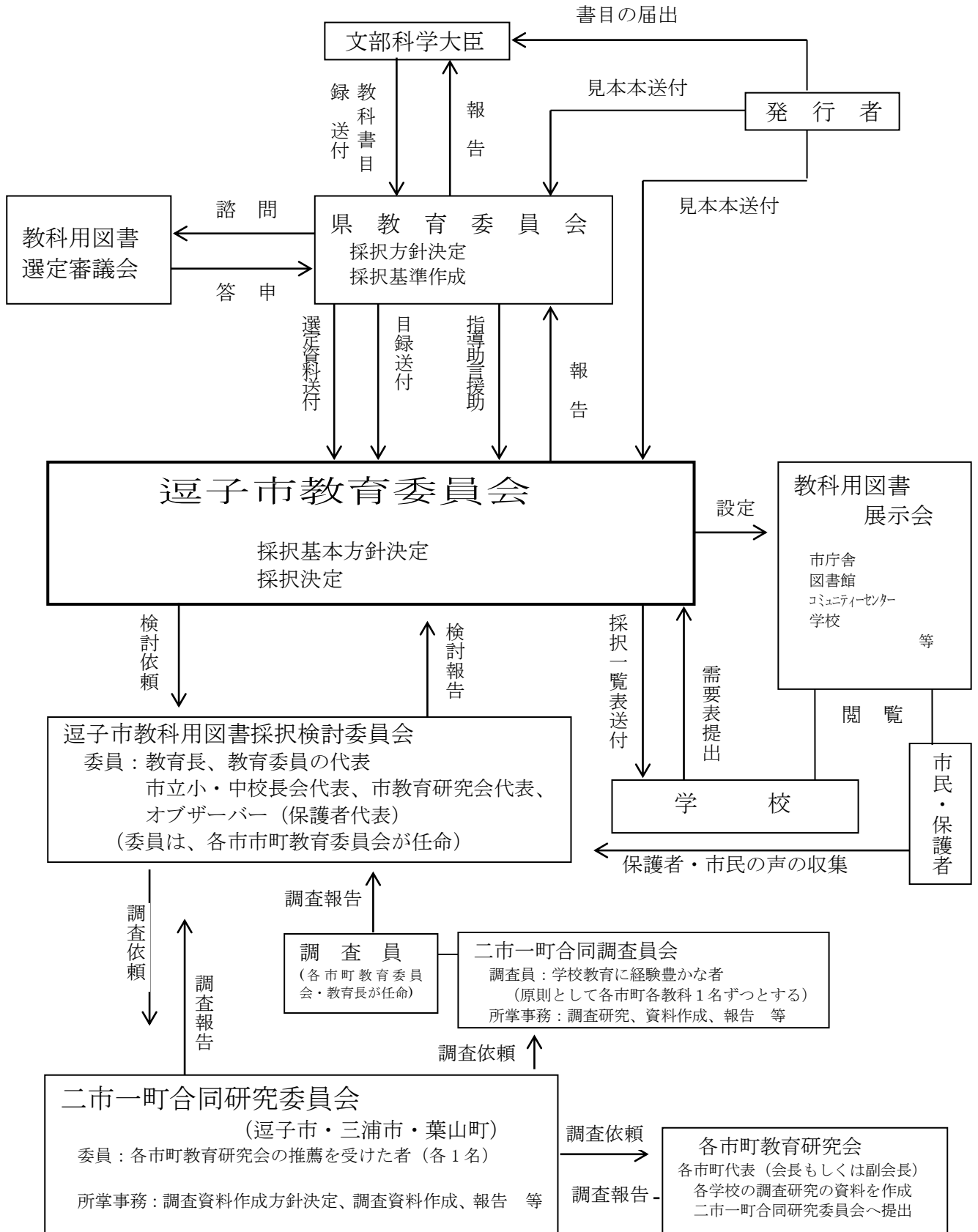
2 この規程の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長に限る。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この規程による改正後の第3条第2項の規定は適用せず、改正前の第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成31年2月22日教委訓令第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

逗子市教科用図書採択の流れ

2024年4月逗子市教育委員会



令和7年度中学校使用教科用図書採択

逗子市教科用図書採択検討委員会委員

(令和6年5月10日任命)

役職	氏名	所属	備考
委員長	大河内 誠	逗子市教育委員会	教育長
副委員長	高橋 康	逗子市教育委員会	教育委員
委員	池上 慎吾	逗子市立小坪小学校	逗子市小学校長会 からの推薦
委員	関 忠子	逗子市立逗子中学校	逗子市中学校長会 からの推薦
委員	雨宮 彰子	逗子市立沼間小学校	逗子教育研究会 からの推薦

議案第13号

令和6年度工事計画の策定について

令和6年度の1件1,000万円以上の工事計画について、次のとおり策定する。

番号	名 称	予算額	所管課名
1	逗子小学校校舎屋上柵改修工事	14,993千円	教育総務課
2	久木小学校校舎長寿命化改修工事（第1期）屋内運動場ほか改築工事	263,418千円	教育総務課
3	久木小学校校舎長寿命化改修工事（第1期）管理棟屋上フェンス改修工事	90,000千円	教育総務課
4	逗子市立体育館ウッドデッキ改修工事	17,710千円	文化スポーツ課

令和6年4月17日提出

逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠